

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和6年度第3回寒川町自立支援協議会
開催日時	令和6年10月16日 13:00～14:30
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）サブアリーナ
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	【出席】 ・委員：大西委員、長谷川委員、安齋委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、石黒委員、田代委員、浅野委員、飛弾委員、吉村委員、鈴木委員、金子委員、中野委員、内藤委員、古和田委員、本橋委員 ・事務局：【町】中澤課長、渡辺副主幹、藤井副主幹、浅香主任主事、彦坂社会福祉士 【さむかわ基幹相談支援センター】小松、秋吉 【欠席】 ・委員：室町委員、江指委員 ・オブザーバー：齊藤氏（湘南東部障害福祉保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター） 【傍聴者】：1名
議 題	1. 開会 2. 議事 （1）議事録承認委員について【名簿】 （2）事業所合同説明会「事業所のつどい2024」について【資料1】 （3）ワーキンググループについて【資料2】 （4）差別解消地域支援協議会 令和6年度差別解消法改正についての周知・アンケート実施について【資料3】 3. その他 4. 閉会
決定事項	・議事録承認委員について 瀧本委員、小川原委員に決定
議事の経過	1. 開会 事務局：皆様こんにちは。福祉課長の中澤です。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻になりましたので、只今より、令和6年度第3回寒川町地域自立支援協議会を開会いたします。本日の協議会の議題と致しましては、次第にございます通り、事業所の合同説

明会やワーキンググループ等について皆様のご意見を頂きたいと考えております。この後、担当よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本協議会には当事者の方も参加されておりますのでご発言の際には、挙手にて発言者の所属とお名前を仰って頂きますよう、よろしくお願い致します。それでは、次第に従いまして進めていきますので、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

事務局：以降進行を務めさせていただきます、福祉課の藤井と申します。よろしくお願い致します。それでは議事に入ります。会長、以降の進行をよろしくお願い致します。

会 長：それでは、議題を始める前に、資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。

事務局：最初に次第と名簿があります。資料1が「事業所合同説明会 事業所のつどい2024（案）」、資料2が「ワーキンググループ」、資料3が「差別解消支援地域協議会 令和6年度差別解消法改正についての周知とアンケート」、当日配布「令和6年度第2回寒川町地域自立支援協議会議事録」、こちらについては、議事録承認委員でした安齋委員、長田委員からそれぞれ承認をいただいております。ありがとうございます。そして、質疑・意見用紙がございます。あと、参考資料として黄緑色の冊子、障がい者福祉計画を用意しております。こちらは最後に回収させていただきます。

当日配布として、小川原委員より「梅切らぬバカ」というチラシ、社会福祉協議会から「法人設立40周年記念式典 第41回福祉大会」のチラシ、「障がい者のくらし」というパネル展のチラシ、「障害者等用駐車区画の利用証ができました」のチラシを置いています。皆様、お手元にございますでしょうか。資料に不足がないようでしたら、続きまして本日の出欠状況をご報告いたします。本日は、名簿9番室町委員、18番江指委員がご欠席でございます。報告は以上です。

会 長：ありがとうございます。委員総数19人中2人の欠席でありますので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。

事務局：本日傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

会 長：傍聴希望者が1名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、傍聴希望者に入室していただいてよろしいでしょうか。

→委員一同異議なし。傍聴者入室

2. 議題

(1) 議事録承認委員について【名簿】

- ・今協議会の議事録承認委員は、瀧本委員、小川原委員で承認された。

(2) 事業所合同説明会「事業所のつどい 2024」について【資料 1】

事務局：【資料 1】事業所のつどい 2024 についての説明をさせていただきます。

事業所から、事業所を紹介できるイベントがないか、事業所連絡会からも何かできるイベントとかないかとの意見等があり、自立支援協議会運営会議において話し合いをしまして、協議会主催で開催することになりました。協議会の運営会議について、福祉計画 36 ページをご覧ください。さむかわ基幹相談支援センターと町福祉課で、協議会の運営や調整を行っています。協議会の方向性を示し、自立支援協議会の活動の推進を図るための会議です。資料 1 をご覧ください。この催しの開催目的といたしましては、寒川在住の当事者の方や、ご家族、町民の方等に寒川町内の事業所を知っていただく、町内にある障がい福祉サービスを知っていただく機会を設けるため、寒川町地域自立支援協議会主催のもと開催したいと考えております。表面には開催日時や内容が記されております。内容は確定しておりませんので、案の段階ですが、日時は、1 月 16 日の午前 10 時 30 分から午後 2 時まで、場所は寒川町民センター 1 階のロビーと展示室において開催したいと考えております。出入り自由で一般町民向けです。

内容は各事業所のブースを用意し、各事業所において作業の体験をできるコーナーや事業所で作成した野菜やパン、雑貨などの販売、そして各事業所それぞれの宣伝や障がい福祉サービスの説明をしていただきたいと考えていて、堅苦しい雰囲気ではなく和気あいあいとしたもので進めていけたらと思っております。裏面には、寒川町内の各事業所を掲載させていただきました。これも案の段階で確定ではありません。この協議会で皆さんから承認いただきましたら、各事業所に参加のお願いをする予定です。事業所の参加状況によっては、午前と午後の 2 部構成も考えています。福祉課職員も参加させて頂き、自立支援などの障がい福祉の制度の説明についての補助的なことをさせて頂く考えです。

この催しの周知方法については、町ホームページや広報紙、LINE、そして茅ヶ崎支援学校や町内の保育園、幼稚園、相談支援事業所などの施設にチラシを配布し、お知らせする考えです。チラシの作成や、参加者に対するアンケートの作成、当日参加者の受付等、ご協力を頂け

	る委員さんを募集します。参加していただける委員さんがいらっしゃいましたら、別途意見用紙にご記入いただければ幸いです。自立支援協議会委員さんから3名ぐらいのご協力があれば幸いです。説明は以上となります。よろしくお願い致します。 会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか？ 委 員：委員の参加というお話がありましたが、具体的にどういうことをお手伝いすれば良いのか、もう少し説明して頂けたらと思います。よろしくお願い致します。 事務局：今考えているのは、チラシがまだ案の段階なので、配布するチラシのデザインを一緒に考えてもらうことや、当日の参加者に対するアンケート内容を一緒に考えて頂くこと、当日の受付等をお願いできたらと考えているので、3名ぐらいご協力頂けたらと思っています。 委 員：就労に繋げることを目的で行うのかということが1点。今、たぶん障がい者の就労って中々企業さんが難しくなっているということが新聞でも報道されたりもしているので、その中でもし就労に繋げていくという意味合いで行うのであれば、A型やB型だけではなくて、就労移行支援の事業所や障がい者雇用を行っている企業さんにも声を掛けないのかなと思いました。あと、体験をしてもらうのであれば、どういう形でやるのかということ具体的に教えてください。 委 員：どういった目的でやろうと思っているのか。例えばFさんとか地域活動支援センターも入っていない。どういった目的でこの事業所を選出したのか。それによって、例えば町内の福祉事業所を広く皆に知ってもらうことが目的であれば、町内の事業所皆が参加できる声掛けがあった方が良さそうし、今、お話にあった就労に向けてと言うことであれば、もう少し就労に集約した形の事業所に声を掛けた方が良さそう。何を目的としてどこに声を掛けるのかが、もう少し明確になった方が良さそうかなと思いました。 事務局：開催の一番の目的は、寒川町内にどういった事業所があるのか知っていただくこと、Fが入っていないと言うお話がありましたが、すみません。Fも入れる予定になっています、参加団体の主な事業所というところでは、事業所連絡会に登録している事業所は全てに声掛けをし、児童のサービスについては、寒川町内に登録している全ての事業所に声掛けをしていく予定です。 会 長：事業所連絡会では、年に2回、「にっこりマーケット」というイベントに取り組み、作業関係の共同受注等を主な活動として行っています。販売や自主製品を作っていない事業所さんもあるので、そういったところも全体で参加できるイベントを何か開けないかということを含め、連絡会では話していました。そこで今回こういう全体の事業所が、参加できる機会を
--	---

得られるかなということが、まず一つ考えであります。先ほど就労という話もありましたが、寒川町内、就労Bはありますが、中々就労に具体的に繋げていくというところは、他の市町村みたいに、就労の関係というところはこれから動きが出てくるかなというところでは考えているので、事業所連絡会としては、まずは連絡会に属しているところから、色々動いていければ良いかなというところでございます。

委員：幅広く知ってもらおうというところでは、どういうスタートをするかという問題もあるかとは思います。例えば事業所と考えた時に、通所と日中支援の事業所だけではなく、グループホームも寒川町内にはあると思うので、グループホームってどんな所？こんな風に皆さんが生活していますよ。ということもそういう意味では、広く知らせられたら良いのかなと逆に思いました。そう考えると、寒川には昼間通う所はこういう所があって、夜とか住居としてはこういう支援があって、これだけの人達がこういう風に生活していますと、昼と夜を合わせて、そんなことが広く伝えられたら良いのかなと思うので、全体で声を掛けていくっていうところでは、事業所連絡会とも共同していったら良いのかなと思いました。先ほどの自主製品を作っていないというところで、ホームは反対に地域の反対で作れない。ということは沢山あって、そうなる中々ホームの状況を伝える機会は少ないと思う。そういう意味ではこういう企画で、ホームの状況を伝えていくっていうことは大事な。と思います。

事務局：ご意見を頂きましてありがとうございます。まず1点目は、就労ということのお話で、目的は、ということですが、最初から就労を目指していきたい気持ちはもちろんあります。ただ、つどいをやることで、最初から就労という風に位置づけるというよりも、まずは町内の事業所、それから委員が仰って頂いたグループホームで、そういう所がまず町内にありますよ。そういう所で、こういうサービスを提供していますとか、こういう生活を障がいの方がおくられていますというような形で、まずは、メッセージ性をもってこのつどいを開催していきたいと考えています。次の段階で、就労というように1回に限らず、継続して今後この協議会で何かそういう1つ目的を持って進めていくということであれば、継続していきたいと思えます。就労であれば、当然、町内だけではなく隣接している事業所さんにも将来的には声を掛けさせて頂いて、ご参加いただければ。そういう形で充実を図っていききたいと考えているところですので、まずは今日のご意見も頂きながら、これを進めるにあたってどういう参加が一番よろしいのか、皆さんに参加して頂けるやり方等をどうしたら良いのか、皆さんにお知恵をお借りして、これからの検討材料にさせて頂きたいと思っております。

す。今お二方の委員さんからの貴重なご意見を承らせて頂いて、反映できるものは反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員：茅ヶ崎支援学校ではこのような事業所説明会が夏休み中に行われています。夏休みだと子どもをどこかに預けないと保護者が参加できなくて、保護者はとても困っていました。町で、平日の日中にやっていただけるというのは、支援学校の保護者にとってもとても有難いことなので、とても良い企画だと思います。支援学校だと、高等部から入学された方は、それまでこういった福祉のことを全く知らなくて入学されてきて、3年間で将来の進路を決めなければなりません。そういう保護者の方にも大変有難いと思います。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。町としても、出店もそうなのですが、多くの方に参加してもらいたいと思っていて、可能な限り参加しやすい時間帯で、場所も含めて考えていきたいと思っておりますので、今のご意見も参考にさせて頂きたいと思っています。ありがとうございました。

会長：何かありましたら意見用紙にまとめていただけたらと思います。今、頂いたご意見も活かしていけたらと思います。ありがとうございました。

（３）ワーキンググループについて【資料２】

事務局：【資料２】ワーキンググループについて説明をさせていただきます。

今年度のワーキングの話をする前に、このタイミングで変わられている委員さん等もいることから、そもそもワーキンググループって、何？ということからお話をさせて頂けたらと思います。資料１ページから順を追って話をさせて頂きたいと思います。まずワーキンググループとは？ということで、四角の中に自立支援協議会の設置要領を抜粋させて頂いております。自立支援協議会の中で出た地域の課題等について、解決に向けた協議や対策の検討を行ったりするためのグループのことです。その下に大まかではありますが図を記載しています。左側に町があり、右側に自立支援協議会があって、少し離れたところにワーキンググループがあると思うのですが、矢印で双方が繋がっているように、特定の課題について、例えばワーキンググループで協議を行って、それを協議会と共有して連携しながら進めていくというような運用が想定されています。

これまでのワーキンググループということで、直近、どのようなワーキンググループをこれまで行ってきたのか状況についてお話をさせて頂きたいと思います。名称としては、「児童期支援ネットワークワーキンググル

ープ」。児童期における支援ネットワークの構築についてというテーマでやっておりました。説明の前に、資料に1点誤りがありました。①の令和4年度を令和3年度に訂正をお願いします。改めて説明をさせていただきますと、令和3年度に自立支援協議会主催で「児童期における関係機関のネットワークに関するアンケート調査」というものを実施しました。こちらのアンケート調査は、学校等の教育機関、保育所、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所を対象に行いました。その中で連携強化の要望が強かったことを受けて、児童期における支援ネットワークを検討していくということで、令和4年度に設置されたものになります。令和4年度から令和6年度の頭というかたちで、協議を継続していました。その経過といたしましては、主にグレーゾーンと呼ばれるような児童について、課題や対応を協議しておりました。成果といたしまして、情報共有や連携強化を目的とした支援ツールとして「引継ぎシート」というものを作成しました。引継ぎシートに関しては、令和6年4月から運用を開始しているところです。こちらについては、各支援機関の間で引継ぎや情報共有などに活用されているところです。また、引継ぎシートにつきましては、第2回自立支援協議会の中で、ワーキングの報告と共に、委員の皆様にもお示ししているところであります。こちらのワーキングにつきましては、令和6年の7月の会議をもって、終了とさせて頂いています。その際に今後のワーキングにつきましては、児童期だけでなく、より幅広い年齢層を対象とした相談支援体制の構築を目指すという内容で確認をしているところです。こちらについては、障がい福祉計画のP59にも触れてあります。相談支援体制というところですけど、前回の協議会の中でも少し話題に挙がった、サービスを利用するにあたっての計画といった限定された意味合いではなく、どちらかというと退院からの地域移行とか関係機関の連携、普段の日常生活を支える体制といったような幅広い意味合いとなっています。

資料2の2ページ目に進んでください。

ここまではこれまでのワーキンググループについてお話をさせて頂きましたが、今年度のワーキングを考えるにあたって、もう一つ重要なことがあるので説明をさせていただきます。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」ということで、略して「にも包括」と呼ばれているものになります。前年度の協議会の中でも、町の方から委員の皆さんには説明をさせて頂いていて、その際には法の流れであったり、国の検討会の流れだったり等、詳しく説明をさせて頂いたところですが、今回再度内容について委員の皆様と共有させて頂けたらと思います。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、

住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのことです。医療・福祉のサービス、当事者の社会参加等、幅広く含まれたようなシステムの意味合いになるかなと思います。地域共生社会の実現を目的としていて、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」といったような従来の関係を超えて、一人ひとりが地域で生活していくことができるコミュニティというような意味合いになるかな。と思います。そういったものを目指すにあたって、どういうイメージを持っているのかというところが、中央の図となっています。三角形の上からオレンジ、黄色、緑というように色が安全そうな色に変わっていきっていると思います。色が濃くなるほど（上に行くにしたがって）、当事者の症状としては重くなって、対応としては緊急的なもの。より重度な入院とかそういう対応が必要になるというようなイメージです。左側の三角形が現状を示していて、右側の三角形が将来的な目標を示しているものになります。左側の三角形を見て頂くと、一番濃いオレンジ。つまり保健所などの介入によって緊急の入院といったような重たい対応というのが非常に多くて、いわゆる通常の地域生活っていう部分が非常に少なくなっている。ということが見て取れると思います。これが右側の三角形になると、そういった緊急的な対応っていうのは比率としては少なくなっていて、状況は色々ではありますが、地域で生活できている人の比率が多くなっている。というのが見て取れるかなと思います。目標としては、そういったところを目指しているという、かたちになっているかなと思います。文章で説明させていただくと、住民がメンタルヘルスに関する課題を抱えていても、適切な支援につながらないことが多く、何かのきっかけで緊急的な介入が必要となるケースが少なくない、というのが現状で、必要に応じて、生活支援や医療の導入など、早期の対応を行うことができれば、問題の深刻化や複雑化を防げる可能性が高くなるというのがシステムの目標になるかなと思います。それをどういった体制で進めていくのかというのが3ページになります。

丸で示してある図が実際の体制についてどう考えていくのかというイメージ図になっています。左側がこれまでという風になっていて、右側がこれからとなっているのですが、左側を見て頂くと保健所と医療が、重なっている部分もあるのですが、比較的イメージとしては重ならない。各自で支援を行っているというようなところが見て取れるかなと思います。それに対して、これからというところを見て頂きますと、それぞれの介護、福祉・保健所・医療といったようなところがしっかり連携して、バラバラで存在していた支援が重なり合って連携しているというところが見て取れると思います。一番大きな円として市町村保健というところ。ここが基盤となる大きな円として支えて、それぞれの連携を目指していくというの

が将来的に目指す体制になってきているかなと思います。障害者総合支援法に基づく支援、いわゆる障害福祉のサービスや自殺対策といったようなそれぞれの分野で、今、メンタルヘルスに関する取り組みや支援が行われているのを、連携して分担しながら進められるように体制を構築していくというところが、大きな体制の変化になっていくのかなと思います。制度の連携ってというのは、協議会の中でも度々話に挙がっているところで、実際、色々なところで考えられているものです。3 ページ目の下の表は、左側が今説明をしている「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築」という分野になっていて、右側を見ると「福祉領域における重層的支援体制整備」というのがあると思いますが、先ほど説明した地域共生社会というところで言うと、この重層的支援体制整備っていうのも考え方としては始まっていて、今まで対象者ごとに制度を設けて支援を行うという従来の福祉制度では、中々対応が困難なニーズっていうのが、ここ近年増えているということが現状としてあります。つまり分野が広く広がってしまっていて、いったいどの支援者がどのように入っていくのかというのを個別で考えていくと中々まとまった動きが取れないといったようなケース。有名なところでいうと高齢者問題と障がいの問題が密接に関わっている「8050 問題」。高齢の親御さんがそれなりの年齢のいったお子さんを経済的に支えている。というような状況で、そういったケースが近年増えてきている中で、従来の制度では中々支援が難しいというように対して、やはり連携が必要であるというようなことは色々なところで、言われていることでもあります。この2つというのは重なっているところも多くて、表の中にもあるように重層的支援体制整備の方では、中々メンタルの課題というところまでは含まれていないという課題もあったりはするのですが、障がいの制度の話しで言うと調整が必要な項目も多くて、今後検討していくことも必要になってくるかなと考えています。4 ページ目をご覧ください。

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築」していくにあたって、どのようなプロセスが考えられていくかというイメージ図になっています（厚生労働省で定めているもの）。地域の共有の課題から目標設定、個別の支援を通じた連携構築、成果の評価というようなところで、上から順番に進めていって、それを評価・検討したりしてまた上に戻る、PDCA のサイクルで基本的には考えられています。以上のことから、福祉課としては自立支援協議会において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」について、協議を進めていく必要はあるのかなと考えています。これは、障がい福祉計画 53 ページにも記載してあります。それにあたって、まずプロセスの通り、地域の課題の確認から開始するのかなと考えているところです。システムの話しはここまででとさせていただきます。5 ページ目を開いて頂けたらと思います。

令和 6 年度ワーキンググループ設置案というかたちで、今説明した前年度のワーキンググループから範囲を広げ、「相談支援体制に関すること」というのと、「ケアシステムの関連」という 2 つのテーマというのが今年度は重要な要素となっているのかなと考えております。2 つを同時に協議していけるようなかたちというところで、名称としては仮称ではあるのですが、「地域生活支援に関するワーキング」。テーマとしては先ほど説明した「地域生活を支援するための相談支援体制」というところと、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築について、というところで、メインのところを設け、話し合いを行っていく。ことを想定しています。テーマの①、②共に、まずは地域での課題の確認というようなところになるのかなと考えています。「にも」の流れについては、ワーキングの中で検討を行い、協議会でもお話をさせて頂く機会もあるのかなと思います。実際令和 6 年度における開催時期や回数については、ワーキンググループについては、1 回目を 12 月に開催、その報告や協議等を 2 月 5 日の自立支援協議会で行うスケジュールで考えています。次年度以降については、今年度についても先ほど申し上げたように 1 回児童期のワーキングをやっておりまして、さらにもう一度ワーキングを行うということになっておりますので、おおそ年度につき 2 回ぐらいの開催を予定しております。委員の構成案としては、当事者家族等、事業所職員等、社会福祉協議会職員、地域の支援者にあたる方（民生委員や自治会長等）、相談支援事業所相談員、医療機関関係者、茅ヶ崎市保健所職員、事務局（福祉課障がい福祉担当、さむかわ基幹相談支援センター）が参画するかたちで考えております。委員数については 10 名前後を想定しています。設置までの流れにつきましては、まずワーキンググループの委員の選出についてですが、参加を希望される自立支援協議会委員の他、事務局より事業所等に声掛けを行って、運営会議にて委員の選出を行いたいと考えています。今の話を聞いて頂いて、参加を希望する方は、意見用紙に記載をして頂き、事務局まで提出をお願いできればと思います。人数の関係で参加希望をしていただいても見送って頂くこともあるかもしれませんが、参加のご協力のほどよろしくお願いします。

第 4 回地域自立支援協議会については、ワーキンググループを 12 月に開催することに伴い、その準備などを行うため、11 月 13 日（水）に開催を予定していましたが、中止とさせていただきます。

説明は以上になります。ご意見など頂けたらと思います。

会 長：ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか？

委 員：前回もお伝えしたのですが、相談支援体制についてワーキングをやるということで、今回 59 ページ（障がい福祉計画）の話しが出てきたと思います。たぶん相談支援体制の強化等というのは、令和 6 年に法改正があって、

基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化の取り組みをしなければいけないということだと思います。ここで書いてある基幹の数値的なことが入っているので、ここで言っているのが、基幹のことなのではないかと思ったりもするのですが、法改正があつて、基幹がやらなくてはいけないことを何で、ワーキングでやるのかというところが、前回もお伝えしましたが、ここがなぜ入ってくるのか教えて頂けたらと思います。

事務局：障がい福祉計画の 59 ページを見て頂くと、記載の中にワーキンググループ等を活用してということが書かれているのが 1 つ。前回のワーキングを終了する際にグレーゾーンのお子さんの協議をずっと進めてきましたという話をさせて頂きましたが、そういった実際の診断等に現れない方の支援っていうところも合わせて考えていかななくてはいけない。というところで、前回ワーキンググループを閉じて今後繋げていきますというようなお話をさせて頂いている中で、もちろん「にも包括」の方でも、いわゆる予防の部分とかでそういった実際には診断は下りていないけど、メンタルの不調を訴えている方等の対策については協議しなくてはいけないとは、なっているのですが、それと合わせて、町としては、相談支援体制というところでも合わせて、そういった方々のことを考えていかななくてはいけないというのは、前回のワーキングに合わせてこの協議会の中でも確認をさせて頂いているところなので、今回、ワーキンググループのほうにその要素を載せています。

委員：「にも包括」って、昔は精神障がいの定義があつたが、今は精神障がいという定義がなくなって、メンタルヘルスの課題を要する人と定義が広がっているんで、ここであえて相談支援体制を載せる必要性はないのではないかと思います。基幹がやるべきことと、ここでやるべきことと、十分に分けていかないと、そこはすみ分けをしていかないと、ごっちゃになるのではないかと思いますので、あえてここで相談支援体制を別で記載する必要性はないのではないかと思います。

事務局：障がい福祉計画の 59 ページの中の話しにはなってしまうのですが、課題の抽出等の話しになってきた時に、もちろん基幹の業務であるというところはそうなのですが、広い範囲からのそういう話や課題等の抽出っていうところでいうと、寒川町はどうしても場が限られてくるというのは正直ありまして、どうしても協議会の中で直接的にそこをやるっていうのが難しいと考えた時に、ワーキングを使うしかないのかなというところもあつて、今回相談支援っていうところも含めてやっていきたいな。と考えているところではあります。

委員：遡って話をすると、児童のワーキングができる前に、この町の中で相談した時にどう整理をしてもらえるのだろう？等、自立支援協議会の中で話題になり、民生委員さんや寒川病院等にアンケートを取った。そこで、相談

の課題を抽出していく中で、児童期から関わることで二次障がいの的に少しでも早く発見でき、少しでも健康的に生育できるようにというところで、児童期のワーキングに発展していった経過があったと思う。実際精神病院で関わる時に、例えば、精神障がいを抱える方が高齢になっていくと、一義的に障がい福祉とも関係し、高齢福祉とも関係し、医療とも関係し、訪問看護とも関係し、保健所とも関係し、様々なところと関係をしながら地域生活を組み立てていが、その中で、その方がどのような課題を抱えていて、どのようなことに困っているのか、どのような支援を必要としているかという課題を整理する力が必要。実際に寒川の中で相談支援事業所が増えて、基幹が設置され、体制は整ってきた。実際に整備をする中で本当に困っていることが整理できるかということが課題。「にも包括」を考えた時に、精神障がいの話で、前年度の協議会の中で当事者のアンケートを取りました。精神の人にも取りましたか？と聞いたら取れていないというやり取りがあったと思う。この寒川の中で、精神障がい者の福祉、保健について全く語られておらず、その中で、相談支援まで話を広げてしまうと、話が雑然としてしまうように思う。課題の抽出の時に課題の整理ができていないということが、児童ができるもっと前から話題があってこの流れになっているところでは、やはり「にも包括」で関係が広がり、メンタルヘルス的な予防的なことも触れ、さらにそこで、精神的な不調ということは医療が必要か必要ではないというところだとか、課題の整理が必要になり、相談の力をどうつけるかということに繋がる。基幹や相談支援事業所が、どういう相談を受ける力があって、どういう相談体制を作らなければいけないのかということは、その次だと思います。問題を整理する力というところでは、それぞれの障がいや分野でも一緒だと思うのですが、精神の場合には医療というくくりがあり、病気と病気じゃないところの狭間があったり、例えば思春期、成長期での親との葛藤があったり、健康な成長の部分があったり、いろんな問題を含めての問題があるから、問題を整理する力や相談をつける力をつけるということが特に必要で、「にも包括」を検討する中で、次に相談体制が検討できるのかな？と私は思います。そういう意味では、今回、自立支援協議会の中で、やりたいという事務局の気持ちもわかる反面、「にも包括」に限定していったほうが、問題の整理はできるのかなと思います。

事務局：今のお話の中で重要なポイントだと思ったのが、たぶん昨年度の協議会の中でもご意見を頂いているところだと思いますが、当事者支援の担保と精神特有の課題の議論の必要性というところなのかなと思います。

事務局：今仰っていただいたように、精神保健の相談というのは精神疾患に関わるだけではなくて、介護に疲弊されているご家族でしたり、母子保健に関係するような方に対しても精神保健を含めた課題を抱えている人に相談が

及ぶということも当然考えられます。だから、「にも包括」というのが発生した経緯があることは承知しております。町としては、「にも包括」をやる中で、必要な課題が抽出され、当然精神に関わらない他の障がいも含めて、生活のしづらさの部分からも、そういう方に対しての支援体制をどうしていくか。課題が抽出されてくれば、町としても協議会の力を借りていかななくてはならない事案ですし、当然それを相談と展開していくのであれば、基幹も含めて相談支援機関と連携をしないといけない立場であると認識しております。最初に欲張りすぎて、相談という部分で間口を広げるということは、いかるものかというご意見もこちらとしては承知しております。今回ご意見を頂いているので、一旦事務局の方で整理し、町にふさわしいやり方・進め方というのを検討させて頂こうと思います。意見用紙にも意見を頂き、取りまとめたうえで方向性を固めていきたいと考えています。

事務局：内容については、事務局で精査させて頂くのですが、ワーキンググループの初回は12月に開けるようなかたちで目標を立ててやっていければと思っています。次回の11月の協議会は、中止という形で進めさせていただければと思いますのでよろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。他にございますか。ご質問等がないようですので、次の議題に移ります。

（４）差別解消支援地域協議会 令和6年度差別解消法改正についての周知・アンケート実施について

事務局：【資料3】差別解消支援地域協議会、令和6年度差別解消法改正についての周知・アンケート実施についての説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

第1回協議会のスケジュールの中で委員の皆様は差別に関するアンケートを行う予定とお知らせしてしました件になります。初めにアンケート実施する協議会、差別解消支援地域協議会ですが、本協議会設置要領（P109）第2条の所掌事務に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関することとなっており本協議会が障害者差別解消支援地域協議会を兼ねております。それでは、障害者差別解消法について少し説明させていただきます。障害者差別解消法は「障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ること」を目指し、作られた法律になります。パンフレットを資料3の3枚目以降に付けさせていただきましたので参考にご覧ください。

平成28年度4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関

及び事業者に対し、障がいのある人へ障がいを理由とする「不当な差別的な扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化され、改正障害者差別解消法は、令和 6 年 4 月 1 日に施行されました。

「不当な差別的扱いとは」障害を理由にサービスの提供を拒否するなど、条件を付けることです。「合理的配慮の提供とは」障がいのある人から、配慮を求める意思を伝えられた時にできる限りの範囲で対応することです。

そこで町では、障害者差別解消法が改正されたことにより、寒川町障がいを理由とする差別の解消に関する職員対応要領の改訂を令和 6 年 4 月 1 日付けで行い、今年度全職員を対象に法改正の動画視聴研修を実施しました。理解度アンケートでは、よく理解できたが 31%、まあ理解できたが 61%でした。そして、「障害者差別解消法」がどのように理解され、また、どの程度の認知がされているのかを速やかに把握し、行政機関だけではなく、民間事業者、町民一人ひとりが差別の解消をするための取組を進めるため、協議会委員の皆様にもアンケートを実施させて頂くことにしました。10 月 31 日までお願いいたします。メールで開催通知をお送りした委員の方については後日データをお送りしますのでご利用ください。

アンケートの集計結果につきましては、町が進める差別解消法の普及啓発や体制整備に向けた取り組みのための基礎資料とさせていただきます。ご協力をお願いいたします。次回協議会で集計結果を報告させていただきます。説明については以上となります

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。それでは、以上をもちまして、すべての議事が終了いたしました。委員の皆様には、この場をかりてお礼申し上げます。最後に「3 その他」に移ります。その他で何かありますでしょうか。

3. その他

- ・福祉課：彦坂、基幹：秋吉から自己紹介

秋吉：今年の 9 月からさむかわ基幹相談支援センターへ入りました秋吉と申します。よろしくお願い致します。

彦坂：今年の 4 月に入職し、福祉課に配属となりました彦坂と申します。よろしくお願い致します。福祉課では主に障がい児者のケースワーク業務を担

当しております。前職では、社会福祉士として、高齢者福祉の相談援助業務を10年弱行っていました。私が障がい福祉に興味、関心を持ったのは、障がいの子を抱える高齢者の支援に関わる機会が、ここ数年仕事上で多くありました。医療・保険・福祉の専門家の皆様や地域の皆様と連携して、孤立、引きこもり、虐待、先ほどの説明でもありました「8050」、「9060」の問題に取り組みたいと思ったことが発端です。高齢者の支援と同じく、障がい児者の支援も専門職と地域住民の皆様、連携、協同して進めていかないと解決が難しいと現場のケースワークを通じて実感してきました。そういった意味では、この地域の自立支援協議会は、地域課題の把握の場、個々の事例解決のための社会資源開発の場として、まさに寒川町における障がい福祉を進める重要な協議の場と感じております。ケースワークの経験を活かして、障がい児者が住み慣れた地域でより良い生活を送れるよう貢献していきたいと思っております。皆様気になっているケースやお困りのケースがございましたら、お気軽にご相談ください。一緒に考え、適切な支援に繋げ、チームの一員として支援をさせていただきます。引き続きよろしくお願い致します。

広報さむかわ11月号にて福祉専門職の紹介記事を掲載する予定です。広報が届きましたらご覧いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

・事務局より、パネルの展示のお知らせ

11月15日から12月8日までの間、パネルの企画展示を行います。例年、聴覚障害者協会、自閉症児・者親の会、事業所連絡会などが展示にご協力をいただいております。今回、パネル展示にご協力をいただける団体等がありましたら、事務局までよろしくお願い致します。

・事務局より、障害者等用駐車区画の利用証についてのお知らせ

公共施設や商業施設等に設置されている、車椅子利用者用駐車区画等の適正利用を推進するための制度になっています。本来こういった区画というのは、障がい者の方や、介護が必要な方、妊産婦、けが人等、移動に配慮が必要な人に対して、設けられている区画ではありますが、本来必要でない方がそういった区画に駐車してしまうことで、適正利用の妨げになっているということが現状としてはありました。それに対する対策として、予め利用対象者に対して、利用証を交付して、それを車両に掲示してもらうことで、駐車区画の適正利用を推進していくという制度になっています。神奈川県でも11月からスタートする運びとなり、基本的には神奈川県に郵送や電子申請で申請をしていただく形にはなりますが、町の窓口でも申請は可能です。11月の広報でも町民の皆さまには周知させていただく流れとなっています。委員の皆様におかれましては、周知のご協力よろしくお願い

いたします。

- ・事務局より、湘南地区障害者卓球大会のお知らせ

湘南地区障害者卓球大会が藤沢・寒川・茅ヶ崎の2市1町で、令和7年3月1日（土）に開催されます。場所は、シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）メインアリーナでの開催となっています。12月の広報にも記載されますが、12月2日（月）から12月27日（金）までが募集期間となっています。周知等にご協力お願い致します。

- ・委員より、「梅切らぬバカ」という映画のお知らせ

寒川町福祉団体協議会が主催で、町と社協さんにも後援頂き、開催いたします。

12月6日（金）【試写会】茅ヶ崎市市民文化会館大会議室 18:30～20:00

12月7日（土）寒川町健康管理センター多目的ホール ①10:30～12:00/②13:30～15:00。入場無料。内容としては、加賀まりこさんとドラクドラゴンの塚地さん、この2人が親子。塚地さんが自閉症の男性。支えている高齢のお母さんが加賀さんとなっています。この2人の日常を描いた映画です。申し込み先は、小川原となっております。裏面に電話番号とメールアドレスが書いてありますので、ご関心のある方は、ぜひ申し込みください。字幕と音声ガイド付きですので、視覚障がい・聴覚障がいの方もご覧いただけます。また、車いすの方も大丈夫です。よろしくお願いします。

- ・副会長より、第41回福祉大会 地域福祉大会のお知らせ

法人設立40周年記念式典。第41回福祉大会ということで、社協が毎年、年に1回、色々と地域福祉の活動を始め、地域の皆様に貢献頂いている方への感謝等への表彰や地域福祉の連帯・連携を確認し合える場になればということで、催し物や公演会等を組んでいる内容です。社協は社会福祉法人になって今年で、40周年という節目になりましたので、その記念式典と合わせて、今年は理念に詳しく、アトラクションの団体さんのご案内も入れさせて頂いているのですが、オープニングセレモニーで、富岳太鼓ということで、静岡県御殿場市から社会福祉法人富岳会の知的障害児・者施設等を運営されているところからこの太鼓の一团をお迎えして、賑やかにオープニングをしていただく、予定をしています。どなたでもご来場いただけるかたちで開催しますので、ご都合がよろしければぜひご参加頂けたらと思います。お待ちしております。

- ・事務局より次回の開催案内があった。

次回日程：2月5日（水）、午後1時から

場所：シンコースポーツ寒川アリーナのサブアリーナ

※11月は中止

- ・事務局より意見用紙について説明があった。

意見用紙につきましては、アンケートと同様、10月31日木曜日までに、事務局

まで提出。

4. 閉会

会 長：閉会の言葉を浅野副会長からお願い致します。

副会長：皆さま 3 回目の自立支援協議会お疲れさまでした。恐れ入ります、社会福祉協議からどうしても委員の皆さまにお礼とご報告をさせて頂きたく思います。先日、10 月 5 日にこの体育館のメインアリーナで開催いたしました寒川町ふれあい福祉フェスティバルにおきましては、協議会の委員の団体の皆さん、沢山の団体の方に参加・ご協力いただきまして、おかげをもちまして、けが人等なく来場者、約 1900 名ということで盛会に終えることができました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。フェスティバルを通じて感じた熱気といろんな繋がりや気持ちも、来年にバトンが繋げるように社協も頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。また、10 月 1 日から今年も共同募金運動が始まっておりまして、町内の福祉事業所の皆さんや各団体の皆さん、そして寒川町民として自治会等を通じて、自治会の皆さんにもご協力いただきながら、募金にもご協力いただいている状況があります。自分の町をよくする仕組み、支える人を支える募金ということで、地域福祉に繋がってくる募金ですので、こちらにも皆様のご理解・ご協力を頂いておりますことをお礼申し上げます。

先ほどチラシを見て頂いた福祉大会、また最後に恐縮なのですが、福祉大会の前日に 11 月 9 日（土）に社協が健康管理センターで、介護に関する入門的研修という 3 時間 30 分の基本コースで、介護についてほんの入り口。入り口をのぞいてみようというかたちでの入門講座を開催します。今日こちらのチラシはありませんが、10 月発行の社協さむかわの広報誌に掲載させておりまして、定員 100 名。まだまだ、お申し込みを受けられる状況でお待ちしておりますので、介護現場についてちょっと覗いてみたいとか、ゆくゆく介護現場での仕事が気になっているとかそういう方がいます。家族介護の目的でも、受講される方もいますので、情報までお伝えできればと思いました。

次回 11 月の会議はお休みとなりまして、ワーキンググループの開始に向けて、案が引き続き練られていくということでお話がありました。毎回、田代会長とも会議前の打合せ等で、話題になりますが、やはりこれだけ地域の団体の皆さんに参画して頂いている自立支援協議会なので、皆さんのお声が色々聞こえてくる協議会の場になるように福祉課の皆さんとも相談しながらワーキンググループのことについても調整が進んでいったら良いかなと思っております。また今後ともよろしくお願いいたします。今日はお疲れさまです。閉会します。

公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
配付資料	資料1 事業所合同説明会「事業所のつどい2024」 資料2 ワーキンググループ 資料3 差別解消地域支援協議会 令和6年度差別解消法改正についての周知とアンケート 令和6年度第2回寒川町地域自立支援協議会議事録 質疑・意見用紙		
議事録承認委員及び議事録 確定年月日	瀧本委員、小川原委員 (令和6年11月25日確定)		